

高性能林業機械利用に伴う抽選等実施要領

(趣旨)

第1 高性能林業機械レンタル事業の実施について、長野県林業労働力確保支援センター機械施設貸付規程（以下「貸付規程」という。）に沿って貸付決定を行うために必要な事項を定める。

(実施基準)

第2 貸付予約が終了した時点で、1つの機械に複数の予約がある場合は、該当する事業体へ一般財団法人長野県林業労働財団（以下、「財団」という。）から連絡し、当事者同士で貸付期間等を調整し、その結果をFAXもしくはメールで財団に報告する。

2 前項の調整の基準は、以下のとおりとする。

(1) 同一機種種の予約希望は1事業体につき同時に2台まで（予約重複していない機械を含む）とする。

(2) 同一機種種を直前まで2期以上連続して借受使用している事業体は、その機種種において他事業体と競合しての予約希望はできないこととする。

(3) 使用目的が普及用のものを最優先する。その次に、事業用であっても機械化アドバイザーの斡旋を希望するものを優先する。

(4) 前3号に該当しない予約希望の重複については、当事者同士で調整する。

3 前2項の調整が不調に終わった場合に抽選を実施する。

(実施方法)

第3 抽選日時は、該当事業体へ財団から別途通知する。

2 抽選実施場所は、原則として財団事務所会議室とする。

3 出席する者は、借受責任者とする。都合で出席できない場合は代理、もしくは、財団へ別添参考様式により委任することができるものとする。

4 抽選の方法は、1台毎に行い、以下のとおり実施する。

(1) 抽選する機械の順番は、年度の新しい機械から行う。（機種ごとに機械番号の大きい順）

(2) 抽選札を引く順番は、クジで決める。

(3) 上記で決定した順番に抽選札を引き、当選札を引いた者が借受決定者とし、その時点でその機械の抽選は終了とする。

(4) 同機種種で複数の希望がある事業体は、当選後はその機種種においては抽選権を失うものとする。

(5) 上記3で財団へ委任した予約者については、財団職員が借受責任者の代行を務める。

(その他)

第4 抽選の結果、貸付が決定した者は必ず使用を履行すること。但し、貸付決定した同機種種の交換について、以下の協議により変更することができる。

(1) 抽選会場において、借受責任者同士による調整の結果に基づく変更。

(2) 抽選会場において、借受決定者から財団へ交換協議の申出があった場合、貸付開始日の前日までに、借受決定者双方からの調整結果の報告に基づく変更。

2 抽選に係る旅費等の費用は、参加事業体で負担する。

(附則)

この要領は、平成30年9月1日から適用する。

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

この要領は、令和2年6月1日から適用する。

この要領は、令和2年11月1日から適用する。

この要領は、令和6年5月14日から適用する。

(別添様式)

委任状

住 所

事業体名

(財団に委任する場合はここに「長野県林業労働財団」と記載し、住所及び事業体名は記載しないこと)

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

長野県林業労働財団における、高性能林業機械借受候補者決定のための抽選において抽選札を引く権限のすべて。

令和 年 月 日

住 所

事業体名

事業体代表者名

(担当者名 :

電話番号

Ⓔ

)